

「荒尾駅周辺道路沿道利活用検討支援及び荒尾駅周辺地区バリアフリー基本構想策定業務委託」に係る公募型プロポーザル方式実施要領

1 目的

本業務は、荒尾駅周辺地区を重点整備地区と位置付け、誰もが歩いて楽しむことができるウォーカブルなまちづくり及びバリアフリーのまちづくりを推進するに当たり、同地区における道路・土地・建物等の現況、地域資源、関係人材等の状況を把握した上で、公共空間及び沿道利活用の方針を検討するとともに、バリアフリー基本構想を策定するために必要な業務を委託するものである。

なお、本業務の遂行に当たっては、福祉、交通、まちづくり分野等の知見をいかした総合的なプランニングを行う必要があるため、高い専門性が求められることから、公募により複数の者から企画、技術等の提案を受け、その中から意欲、実績、能力等を総合的に評価し、最も本業務の遂行に適した能力を有する事業者を選定する。

2 委託業務の概要

(1) 業務名称

荒尾駅周辺道路沿道利活用検討支援及び荒尾駅周辺地区バリアフリー基本構想策定業務委託

(2) 業務内容

別添仕様書のとおり

(3) 契約方法

随意契約（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号）により締結する。

(4) 履行期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

なお、本事業は繰越しを予定していることから、履行期間については、議会から当該事業に係る予算の繰越しの承認を受けた後、発注者と受注者で協議の上、契約変更を行う予定である。

(5) 見積限度額

28,207,300円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 提案資格

応募者は、次の資格要件を全て満たさなければならない。なお、資格要件を満たしていることが確認できる資料の提出を市が求める場合がある。

(1) 業務等に対応する営業種目について荒尾市競争入札等参加資格審査事務処理要綱（平成24年告示第60号）第5条第1項に規定する入札等資格者名簿（令和5年度～令和6年度）に登録され、申請内容に虚偽記載がない者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4（同令第167条の11において準用する場合も含む。）の規定に該当しない者であること。

- (3) 荒尾市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成7年告示第37号）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 荒尾市契約等における暴力団等排除に関する措置要綱（平成24年告示第36号）第3条の規定に基づく排除措置等を受けていないこと。
- (5) 国、地方公共団体又は公共的団体が発注した同様の業務における実績について、平成25年度から令和4年度までに完了したものが1件以上あること。

※同様の業務の定義

- ・道路沿道利活用検討(ウォークブル空間検討)支援
- ・バリアフリー基本構想策定
- ・駅周辺整備計画(構想)策定

4 事業者選定の流れ

(1) 一次審査及び二次審査の実施

参加表明する者が4者を超えた場合は、参加表明書類の内容に基づき一次審査（書類審査）を行い、上位4者について、二次審査（内容審査及びプレゼンテーション審査）を行う。なお、提案事業者が1者の場合でも、二次審査を行う。

(2) 契約締結までのスケジュール

契約締結に至るまでの予定スケジュールは、表1のとおりである。ただし、土曜日、日曜日及び休日など、荒尾市の休日を定める条例（平成3年条例第13号）に規定する市の休日には、受付等を行わない。なお、このスケジュールは参加者の状況、審査の進捗状況等により若干変更する場合がある。

表1 契約締結までのスケジュール

	内 容	期 日
1	公告	令和5年7月7日（金）
2	質問書の受付 ※参加資格に関する質問 (回答期限) ※業務内容に関する質問 (回答期限)	令和5年7月7日（金）から 令和5年7月12日（水）まで ※随時回答 (令和5年7月13日（木）) 令和5年7月7日（金）から 令和5年8月1日（火）まで ※随時回答 (令和5年8月3日（木）)
3	参加表明書等の提出	令和5年7月7日（金）から 令和5年7月14日（金）まで【必着】 ※持参は午後5時まで
4	一次審査 (参加資格審査・実績審査)	令和5年7月18日（火）から 令和5年7月20日（木）まで

5	提案書提出要請通知書の通知	令和5年7月20日（木）までに発送
6	提案書の提出意思確認書の提出期限	令和5年7月28日（金）まで【必着】 ※持参は午後5時まで
7	提案書等の提出	令和5年8月23日（水）まで【必着】 ※持参は午後5時まで
8	二次審査 （内容審査及びプレゼンテーション審査）	令和5年8月下旬
9	最優秀提案事業者の決定	令和5年8月下旬
10	契約締結	令和5年9月上旬

5 参加表明手続

参加表明する者は、参加表明書（荒尾市プロポーザル方式事業者選定実施要綱（平成24年告示第128号。以下「要綱」という。）様式第1号）を1部提出するとともに、下記の添付書類を提出し審査を受けるものとする。なお、参加資格確認の基準日は、参加表明書の提出期限日とする。

(1) 添付書類（以下「参加表明書類」という。）の構成

ア 業務実績一覧（任意様式）

平成25年度から令和4年度までの過去10年間の業務実績のうち、本件同様の業務を対象とする。また、業務実績一覧には、「発注機関名」、「業務名」、「契約金額（消費税抜き）」及び「業務の概要」を記載し、契約書の写し及び契約内容が確認できる資料（テクリス・特記仕様書等）を添付すること。なお、対象として記載する件数は、最大10件とする。

イ 配置予定技術者（任意様式）

※次の項目を必ず記載すること。なお、管理技術者は1人とし、担当予定技術者については人数制限は設けない。

- ① 業務経験年数
- ② 業務に関連する保有資格（資格証の写しを添付）
- ③ 同様の業務における業務実績 ※最大5件を記載

ウ 誓約書（別記様式第1号）

(2) 参加表明書類の提出

参加表明書類は、正本1部及び副本7部を以下のとおり持参又は郵送により提出すること。なお、参加表明書類は、(1)の添付書類一式をつづり込み、正本のみ表紙に業務名称及び提出業者名を記入すること。

ア 受付期間：令和5年7月7日（金）から同年7月14日（金）までとする。持参の場合は市の休日を除く午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は期限内に必着とする。

イ 受付場所：事務局（荒尾市役所都市計画課）

(3) 提案書の提出要請

資格確認結果は、令和5年7月20日(木)までに提案書提出要請通知書(要綱様式第2号)により発送する予定である。

(4) 提出意思確認書の提出

提案書の提出要請通知を受けた者は、提案書の提出意思について、以下のとおり持参又は郵送により提出意思確認書(要綱様式第4号)を提出すること。

ア 提出期限

令和5年7月28日(金)までとする。持参の場合は市の休日を除く午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は期限内に必着とする。

イ 受付場所

事務局(荒尾市役所都市計画課)

6 質疑について

(1) 質問書の受付

ア 受付期間

① 参加資格に関する質問：令和5年7月7日(金)～同年7月12日(水)

② 業務内容に関する質問：令和5年7月7日(金)～同年8月1日(火)

イ 提出方法

本業務について質疑のある者は、事務局の電子メールアドレス宛てに送信すること。送信に当たっては、表題を「プロポーザル方式による事業者選定に係る質疑」とすること。また、参加資格に関する質問と業務内容に関する質問とは分けて提出するものとし、質問書(別記様式第2号又は別記様式第3号)により提出すること。原則として、電子メール以外の方法による質問は受け付けない。ただし、期限内に電話で質問書到着の有無を確認することは差し支えない。

(2) 回答

ア 回答期限

① 参加資格に関する質問：令和5年7月13日(木)

② 業務内容に関する質問：令和5年8月3日(木)

イ 回答方法

回答期限までに市ホームページにて回答を公開する。なお、本業務に直接関係のある質問のみに回答を行うため、全てに回答するものではない。

7 提案書等の提出

(1) 提出書類

提出意思確認書(要綱様式第4号)を提出した者は、下記の書類を提出すること。なお、提出する副本には、提出者である事業者名等の名称を記載しないこと。

ア 提案書(要綱様式第3号) 1部

イ 提案事項(任意様式・枚数制限なし) 正本1部、副本7部

ウ 業務工程表(任意様式)

エ 見積書（任意様式、消費税込み）1部

※次の事項を記載した長形3号の封筒に封入封緘して提出すること。

- ① 業務名称
- ② 提出者の所在地・名称・代表者名
- ③ 見積書が封入されている旨（「見積書在中」など）

(2) 提出期限及び提出方法

ア 提出期限：令和5年8月23日（水）

イ 受付場所：事務局（荒尾市役所都市計画課）

ウ 提出方法：持参又は郵送。持参の場合は市の休日を除く午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は期限内に必着とする。

8 一次審査（参加資格審査・実績審査）

参加表明書類に基づく参加資格審査を実施する。なお、参加表明書類の提出者数が4者を超える場合には、評価委員会により、参加表明書類に基づく実績審査を実施する。

(1) 審査予定時期

令和5年7月18日（火）～同月20日（木）

(2) 評価方法

表2の評価基準に基づき、事業者及び配置予定技術者の実績について評価する。なお、参加表明書類の提出者数が4者以下の場合には、二次審査において実績審査を実施する。

表2 一次審査の評価項目及び配点

評価項目	評価基準	配点
過去10年の業務実績	十分な実績を有しており、その業務内容が本業務にいかされると判断できる場合は優位に評価する。	10点
配置予定技術者の実績	配置予定技術者が本業務にいかされると判断できる実績がある場合は優位に評価する。	5点
配置予定技術者の保有資格	配置予定技術者が本業務にいかされると判断できる専門的な公的資格を保有する場合は優位に評価する。	5点
一次審査 合計点		20点

9 二次審査（内容審査及びプレゼンテーション審査）

提案書等の内容審査及び提案者によるプレゼンテーション内容の審査を二次審査とし、評価委員会にて評価点を付し、その順位を決定する。

また、提案書等の提出において次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

○提案書等に虚偽の記載があったとき。

○提案書等の内容が明らかに本件仕様を満たしていないとき。

なお、提案書の内容等を明瞭化するためのプレゼンテーションは以下のとおり実施する。

(1) 日時

日時の予定は、令和5年8月下旬とする。正式な日時と場所は、提案書提出要請通知の際に併せて通知する。

(2) 参加人数

プレゼンテーションの参加人数は、最大3名とし、管理技術者は必ず参加するものとする。

(3) 時間配分

説明20分、質疑10分のおおむね30分とする。ただし、二次審査参加事業者数に応じて調整する場合があるため、二次審査参加依頼の際に正式な時間配分を通知する。

(4) 機材

本市にてプロジェクター及びスクリーンを事務局で準備する。機材の仕様等については、プレゼンテーション参加者に対して通知する。

(5) 評価方法

表3の評価基準に基づき、企画提案の内容、プレゼンテーション及び質疑応答の内容を総合的に勘案し、技術提案の内容を評価する。

表3 二次審査の評価項目及び配点

評価項目		評価基準	配点
業務計画		工程が具体的に設定され、2つの業務間の連携や効率的な業務遂行のための工程上のポイントや留意点が具体的に示された上で妥当性があり、かつ、2つの業務の連携が図られている場合に優位に評価する。	15点
沿道 駅周 道利 活用 辺道 路	ウォークブルの方針検討	ウォークブル方針の策定に当たり、業務遂行に係る手順のポイントが具体的に示された上で、妥当性があり、かつ、創意工夫がある場合に優位に評価する。	20点

	荒尾駅周辺整備の概略検討	荒尾駅周辺の整備方針の検討に当たり、業務遂行に係る手順のポイントが具体的に示された上で妥当性があり、かつ、創意工夫がある場合に優位に評価する。	15点
	関係人材・事業者等へのヒアリング	関係人材・事業者等へのヒアリングの方法が具体的に示された上で妥当性があり、かつ、創意工夫がある場合に優位に評価する。	10点
バリアフリー基本構想	まち歩き点検	まち歩き点検の手法が具体的に示された上で妥当性があり、かつ、創意工夫がある場合に優位に評価する。	5点
	基本構想(案)の作成	作成に至るまでの手順及び手法が具体的に示された上で妥当性があり、かつ、創意工夫がある場合に優位に評価する。	5点
各種会議体の運営支援	運営体制	各種会議体の機能、役割、回数及び運営手法が具体的に示された上で、妥当性があり、かつ、創意工夫がある場合に優位に評価する。	5点
	ウォークブル研究会(仮称)の実施支援	研究会を運営するに当たってのポイントが具体的に示された上で妥当性があり、かつ、創意工夫がある場合に優位に評価する。	5点
二次審査 合計点			80点

10 最優秀提案事業者の選定等

評価委員会において決定した順位の結果及び提案価格の評価を、プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）において行い、最優秀提案事業者の候補者を特定する。

審査会における評価に当たっては、次の算定方法によって提案価格及び技術評価（一次審査と二次審査の合計点：100点満点）を基に審査を行い、最優秀提案事業者の候補者を特定する。提案事業者の評価点数（小数点第1位まで算出、小数点第2位以下切捨て）が同点となった場合は、「技術評価」の評価が高い提案事業者を上位とし、「技術評価」の点数についても同点である場合は、「技術評価」の二次審査の評価点数が高い提案者を上位とする。なお、「技術評価」の点数が50点に満たない提案事業者とは契約交渉を行わない。

評価点数	=	$\frac{\text{技術評価に係る評価点数} \times 70}{100} + \frac{\text{最も低い見積価格} \times 30}{\text{提案者の見積価格}}$
※小数点第1位まで算出（小数点第2位以下は切捨て）		

上記審査会における最優秀提案事業者の候補者の決定を踏まえて、市長が最優秀提案事業者を決定する。

最優秀提案事業者にあつては採用決定通知書（要綱様式第7号）により、その他の者にあつては不採用決定通知書（要綱様式第8号）により通知する。

1 1 最優秀提案事業者の決定後の手続

- (1) 決定した最優秀提案事業者との間において契約交渉を行う。
- (2) 契約交渉に際して、契約内容等詳細について協議を行う。
- (3) 契約締結における契約内容は、提案書等（プレゼンテーションにおける説明内容等を含む。）に基づくものとする。
- (4) 参加表明書類として提出された配置予定技術者の変更は、原則認めない。
- (5) 最優秀提案事業者との契約交渉の結果、契約締結に至らなかったときは、次点の者を最優秀提案事業者とし、この者との間において契約交渉を行う。この場合においては、上記(2)及び(3)を準用し、契約交渉を行う。

1 2 結果の公表

荒尾市ホームページにおいて、次の事項を公表する。なお、電話等による問合せには、一切応じない。

- (1) 最優秀提案事業者の決定後
 - ア 業務の概要
 - ① 件名
 - ② 業務内容
 - イ 最優秀提案事業者の所在地、商号（名称）及び代表者氏名
- (2) 契約締結後
 - ア 契約金額
 - イ 評価委員会及び審査会における審査の概要
 - ウ その他必要な事項

1 3 その他

- (1) 提案書の作成及び提出並びに説明（提案者が行うプレゼンテーションを含む。）に要する費用その他本件公募型プロポーザル方式による事業者選定に参加するための費用は、全て提案事業者の負担とする。
- (2) 本件に関する書類等の提出が郵送である場合、提出先における受理確認の有無は、提案者から電話で行うものとする。確認がなく期限内に事務局が受理していない場合は、提出された書類等が無効になる場合がある。
- (3) 本件に関して提出された書類等の提出後の修正又は変更は認めない。また、提出された書類等は返却しない。
- (4) 本件に関して提出された提案書の著作権は、提案事業者に帰属する。ただし、荒尾市において必要と判断した場合は、提案書の複製及び内容が無償で使用でき

るものとする。

- (5) 本件に関して提出された提案書等は、荒尾市情報公開条例（平成13年条例第17号）に基づく開示請求の対象となる。
- (6) 最優秀提案事業者の決定後において、仕様書等の内容について疑義が生じた場合は、協議により変更ができるものとする。
- (7) 企画提案は、1提案者につき1案とする。

【事務局（問合せ先及び書類提出先）】

部署名 荒尾市 地域振興部 都市計画課

住所 〒864-8686 熊本県荒尾市宮内出目390番地

電話番号 0968-63-1487 ファックス 0968-62-3112

電子メール toshi@city.arao.lg.jp